トド管理基本方針の一部改正案について

令和８年10月
水　産　庁

１　改正の趣旨

（１）北海道及び青森県の日本海の沿岸又は沖合に来遊するトドの個体群管理について、漁業被害の軽減及びトドの絶滅回避の両立を図ることを目的として「トド管理基本方針」平成26年に策定し、採捕数等の上限を設定した。
本方針は令和６年に一部改正し、漁業被害の軽減及びトド資源の保全の両立を目指した個体群管理を基本的な考え方として、①新たに根室周辺海域を含めた全海域を対象とするとともに、② 米国海産哺乳類保護法で採用されている方法（PBR法（※注））による科学的根拠に基づく混獲を含めた「採捕上限頭数の設定」や「留意事項」、「点検及び見直し」等を規定している。
　同方針については、管理期間内に例外的な状況が認められた場合にはこの期間内に所要の見直しを行うことができると規定されている。

（※注）PBR 法（Potential Biological Removal）：個体群の維持や回復を可能とする生物学的な間引き可能量。

（２）今般、上記（１）の見直し規定に基づき以下のとおり所要の改正を行うこととする。

２　主な改正内容

今後のトド管理に必要な「計画採捕数の設定」の規定の改正を行う。

３　今後の予定

令和８年12月　改正